



2022年5月10日

各 位

会社名 伊藤忠商事株式会社  
代表者名 代表取締役社長COO 石井 敬太  
(コード番号 8001 プライム市場)  
問合せ先 IR部長 天野 優  
(TEL. 03-3497-7295)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2022年6月24日開催予定の当社第98回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 提案の理由

###### (1) 場所の定めのない株主総会に関する変更

2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、新たに場所の定めのない株主総会(以下「バーチャルオンリー株主総会」といいます。)の開催が認められたことに伴い、当社定款第13条第3項を修正するものです。当社としましては、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の拡大や自然災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが必ずしも適切とはいえない場合に、バーチャルオンリー株主総会を開催することが出来るようにしておくことが、経営への影響を最小限とすると共に株主の皆様のご利益にも資すると考えており、こうした場合に限り、バーチャルオンリー株主総会を実施可能とする定款変更を行うものです。他方、場所の定めのある株主総会を開催することが適切な場合においては、バーチャルオンリー株主総会を実施する予定はございません。

なお、当該定款変更の効力発生に関しては、本株主総会での決議に加え、経済産業大臣および法務大臣によって、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当する旨の確認を受けることを条件とします。

###### (2) 株主総会資料の電子提供制度に関する変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。

- ② 変更案第 16 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第 16 条）は不要となるため、これを削除するものです。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は、変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 13 条 (株主総会招集の時期と場所)</p> <p>当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集する。</p> <p>②前項のほか必要あるときは、随時に臨時株主総会を招集する。</p> <p>③株主総会は、本店所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都区内において招集することができる。</p>	<p>第 13 条 (株主総会招集の時期と場所)</p> <p>当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集する。</p> <p>②前項のほか必要あるときは、随時に臨時株主総会を招集する。</p> <p>③株主総会は、本店所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都区内において招集することができる。<u>ただし、感染症や自然災害の発生等により、株主の利益にも鑑み、場所の定めのある株主総会を開催することが適切ではないと判断した場合に限り、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第 16 条 (電子提供措置等)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>②当社は、電子提供措置をとる事項の</u></p>

<p>(新 設)</p>	<p><u>うち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附 則)</u></p> <p><u>現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 16 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>②前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--------------	--

### 3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日      2022 年 6 月 24 日

定款変更の効力発生日                      2022 年 6 月 24 日

ただし、現行定款第 16 条の削除および変更案第 16 条の新設については、2. 変更の内容の（附則）に定める日に効力が生ずるものといたします。

以 上